

平 成 2 3 年 度

# 敦賀市資金不足比率の意見書

敦 賀 市 監 査 委 員

監 第 290 号  
平成 24 年 8 月 28 日

敦賀市長 河 瀬 一 治 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 橋 本 幸 夫

同 宮 崎 則 夫

## 平成 23 年度敦賀市資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 23 年度資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 目 次

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 審 査 の 対 象 .....         | 1 |
| 2 | 審 査 の 期 間 .....         | 1 |
| 3 | 審 査 の 方 法 .....         | 1 |
| 4 | 審 査 の 結 果 .....         | 1 |
| 5 | 審 査 意 見 書               |   |
| 1 | 敦賀市港湾施設事業特別会計 .....     | 2 |
| 2 | 敦賀市簡易水道特別会計 .....       | 3 |
| 3 | 敦賀市下水道事業特別会計 .....      | 4 |
| 4 | 敦賀市漁業集落環境整備事業特別会計 ..... | 5 |
| 5 | 敦賀市農業集落排水事業特別会計 .....   | 6 |
| 6 | 敦賀市産業団地整備事業特別会計 .....   | 7 |
| 7 | 市立敦賀病院事業会計 .....        | 8 |
| 8 | 敦賀市水道事業会計 .....         | 9 |

## 平成 23 年度敦賀市資金不足比率の審査意見について

### 1 審査の対象

資金不足比率

### 2 審査の期間

平成 24 年 8 月 2 日から平成 24 年 8 月 21 日まで

### 3 審査の方法

審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の健全化に関する法律に基づいて作成され、資金不足比率を適正に表示しているか否かにつき、公債台帳、交付税台帳、その他関係諸帳票と照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等によりこれを実施した。

### 4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、資金不足比率は正確であり内容も適正なものと認める。

以下審査の結果を述べる。

## 平成 23 年度 敦賀市港湾施設事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名  | 平成 23 年度 | 参 考     | 備 考 |
|--------|----------|---------|-----|
|        |          | 経営健全化基準 |     |
| 資金不足比率 | —        | 20.0%   | —   |

\* 資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市港湾施設事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 34,022 千円、歳出額 25,992 千円で、差引き 8,030 千円の剰余額があり、資金不足はない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 23 年度 敦賀市簡易水道特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名       | 平 成 23 年 度 | 参 考     | 備 考 |
|-------------|------------|---------|-----|
|             |            | 経営健全化基準 |     |
| 資 金 不 足 比 率 | —          | 20.0%   | ——  |

\*資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市簡易水道特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 144,909 千円（内一般会計より繰入額 59,645 千円）、歳出額 142,587 千円で、差引き 2,322 千円の剰余額があり、資金不足はない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 23 年度 敦賀市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名       | 平 成 23 年 度 | 参 考     | 備 考 |
|-------------|------------|---------|-----|
|             |            | 経営健全化基準 |     |
| 資 金 不 足 比 率 | —          | 20.0%   | —   |

\*資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市下水道事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 3,123,568 千円（内一般会計より繰入額 763,119 千円）、歳出額 3,046,044 千円で、差引き 77,524 千円の剰余額があり、資金不足はない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 23 年度 敦賀市漁業集落環境整備事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名  | 平成 23 年度 | 参 考     | 備 考 |
|--------|----------|---------|-----|
|        |          | 経営健全化基準 |     |
| 資金不足比率 | —        | 20.0%   | —   |

\*資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市漁業集落環境整備事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 35,782 千円（内一般会計より繰入額 28,410 千円）、歳出額 34,781 千円で、差引き 1,001 千円の剰余額があり、資金不足はない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 23 年度 敦賀市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名  | 平成 23 年度 | 参 考     | 備 考 |
|--------|----------|---------|-----|
|        |          | 経営健全化基準 |     |
| 資金不足比率 | —        | 20.0%   | —   |

\*資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市農業集落排水事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 142,138 千円（内一般会計より繰入額 110,376 千円）、歳出額 140,142 千円で、差引き 1,996 千円の剰余額があり、資金不足はない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 23 年度 敦賀市産業団地整備事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名       | 平 成 23 年 度 | 参 考     | 備 考 |
|-------------|------------|---------|-----|
|             |            | 経営健全化基準 |     |
| 資 金 不 足 比 率 | —          | 20.0%   | —   |

\*資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市産業団地整備事業特別会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、歳入額 778,209 千円（内一般会計より繰入額 87,077 千円）、歳出額 774,749 千円の差引き 3,460 千円に、土地収入見込額 972,985 千円から長期借入金 760,000 千円の差引き 212,985 千円を加えた合計 216,445 千円の剰余額があり、資金不足はない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 23 年度 市立敦賀病院事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名       | 平 成 23 年 度 | 参 考     | 備 考 |
|-------------|------------|---------|-----|
|             |            | 経営健全化基準 |     |
| 資 金 不 足 比 率 | —          | 20.0%   | —   |

\* 資金不足比率は、黒字である場合 - で表示されます。

#### (2) 審査意見

##### 資金不足比率について

市立敦賀病院事業会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、流動資産が 2,778,659 千円で、流動負債が 941,461 千円及び地方債(退職手当債)が 113,432 千円となっており、差引き 1,723,766 千円の資金剰余額がある。

#### (3) 是正改善を要する事項

1,723,766 千円の資金剰余額があり、資金不足比率としては、特に指摘すべき事項はない。

しかしながら、平成 19 年度に赤字補填資金として借入れた他会計借入金 700,000 千円は固定負債に計上しており、現状の算定方式では資金不足比率に反映されていない。

## 平成 23 年度 敦賀市水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

| 比 率 名  | 平成 23 年度 | 参 考     | 備 考 |
|--------|----------|---------|-----|
|        |          | 経営健全化基準 |     |
| 資金不足比率 | —        | 20.0%   | —   |

\*資金不足比率は、黒字である場合 — で表示されます。

#### (2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市水道事業会計の経営健全化審査における資金不足率を審査した結果、流動資産が 974,117 千円、流動負債が 70,951 千円で、差引き 903,166 千円の資金剰余額があることから、良好な状態にあると認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。